

施工業務の低入札価格調査制度について

この入札に係る施工業務は、低入札価格調査制度の対象となる。

低入札価格調査制度とは、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 第 1 項に基づく落札者決定に当たっての例外方法の一つで、基準価格未満の入札を行った者に対し、当該入札価格により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否か調査を行った上で落札者の決定を行う。

大分県低入札価格調査実施要領（平成 12 年大分県告示第 672 号）に基づいて行う。

- 1 あらかじめ、施工業務に係る者の金額には低入札価格調査基準価格（以下「基準価格」という。）及び失格基準を定めて入札を行う。
- 2 基準価格を下回る入札が行われた場合、落札者の決定を保留して、その入札価格を調査する。
- 3 調査の結果によっては、最高評価値者以外の者を落札者とする場合がある。

入札に参加するに当たっては、特に次のことに注意すること。

- 1 調査の対象となった場合には、発注者から「低入札価格調査の実施について」の通知を行う。

調査対象者は、当該通知の日から 3 日以内（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。）に、別に定める様式により所定の事項の資料を作成、提出し、7 日以内（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。）に事情聴取を受けることとなる。

2 調査に当たって事実と相違した内容の資料提出や説明を行った場合、その価格で応札した具体の根拠が示されない場合には、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合に該当すると判断することがある。

3 「県の施工業務についての設計金額における各経費の額に次の割合を乗じて得た額の合算額に 100 分の 110 を乗じて得た額」を下回る入札は、自動的に失格とする。

経費区分	割合	備考
直接工事費	87%	共通仮設費積上分を含む。
その他経費	74%	共通仮設費率計上分、現場管理費及び一般管理費等の合計額。

- 4 次の場合、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められ

る場合に該当すると判断する。

- ・実際の施工にあたって、入札額に本社経費を充当する場合など、当該入札額により施工ができないもの。

- ・提出された「工事費内訳書」の単価・金額等で、明確な根拠が説明されない場合

- ・下請発注予定部分における下請予定金額が、法定福利費が含まれていないなど、通常必要と認められる原価に満たないおそれがある場合において、建設業法第19条の3の規定（不当に低い請負代金の禁止）に違反しない旨の説明がない場合。

- ・過去1年間に、「低入札価格調査における説明と異なる施工を行った」旨の通知を受けている場合。なお、入札者が共同企業体の場合は構成する建設業者（以下「構成員」とする。）が対象。

5 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事で調査基準価格を下回って落札した者と契約する場合において、当該業者が大分県が発注した工事で過去2年以内に竣工した工事、あるいは契約時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかの要件に該当するときは、監理技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することを求めるものとする。なお、落札者が共同企業体の場合、追加で配置する専任の技術者は、構成員のいずれかより配置すれば良い。

(1) 65点未満の工事成績評定を通知された企業

(2) 施工中又は施工後において、発注者から大分県公共工事請負契約約款に基づく修補又は損害賠償を請求された企業。ただし、軽微な手直し等は除く。

(3) 品質管理、安全管理に関し、指名停止等措置要領に基づく指名停止又は書面による警告を受けた企業

(4) 自らの責めに帰すべき事由により工事の完成を大幅に遅延させた企業

6 低入札価格調査を受けた者との契約は契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。また、前金払においては請負代金額の10分の2以内とする。

7 契約締結の日から工事目的物引渡後1年を経過するまでの間、必要に応じ、低入札価格調査で提出された資料及び説明（以下「低入札価格調査の説明等」という。下請契約、資材購入契約の履行状況等を含む。）に即して施工しているか調査を行う。

なお、この調査の結果、賃金・下請代金等の未払（支払遅延）、県の規定や契約条件等に重大な違反があった等、低入札価格調査の説明と異なる施工を行っている疑いがある場合又はこの調査に協力しない場合は低入札価格調査委員会（以下、「委員会」という。）に報告する。

8 当該工事の施工（全ての下請契約を含む。）で指名停止又は文書警告を受けた場合、若しくは、建設業法等の法令違反があった場合は、委員会に報告する。

9 委員会は報告内容を審査し、低入札価格調査の説明と異なっていると認めた場合は、「低入札価格調査における説明と異なる施工を行った」旨の通知を行うものとする。

10 低入札価格調査を受け契約を締結した者は、低入札価格調査の説明等に即して施工し、工事完成時に、低入札価格調査の説明等に即して施工した旨の報告書を提出するとともに、その事実が確認できる資料等を目的物引渡の日から1年間保存すること。（※全ての下請契約も把握し、元請の責任で指導すること。）なお、報告書を提出しない場合、資料等を保存していない場合及び資料等でその事実が確認できない場合は、「低入札価格調査における説明と異なる施工を行った」ものとみなす。

別紙

低入札価格調査の資料の作成について

本件施工業務に係る最高評価値者の入札額が低入札価格調査基準価格を下回っている場合は、落札者の決定に当たり低入札価格調査を実施しますので、下記により提出資料等を作成のうえ、提出してください。（上記最高評価値者が、過去１年間に「低入札価格調査における説明と異なる施工を行った」旨の通知を受けている場合又は失格基準により失格となる場合は、次順位者とする。）

なお、提出資料等は、落札候補者の決定後、契約担当者から「低入札価格調査の実施について」の通知がなされるので、通知日から３日以内（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。）に提出してください。

また、作成に当たっては、注意事項に十分留意してください。”

記

１ 事情聴取について

- ・ 日時及び場所： 契約担当者から別途通知します。
- ・ 出席者： 本件契約の責任者及び入札価格の内訳明細書、根拠資料を説明できる方

２ 資料の作成・提出について

別紙「入札価格の根拠資料について」のとおり、入札価格により施工できる理由を示す資料を作成し、上記１の通知日から３日以内（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。）に提出してください。

なお、事情聴取の際は、提出資料の根拠となる資料を持参してください。

（１）その価格により入札した理由及び入札価格の内訳

- | | |
|-------------|--------|
| ア 「入札価格理由書」 | 様式 1 |
| イ 「工事費内訳書」 | 様式 2－1 |
| ウ 「間接経費内訳書」 | 様式 2－2 |

エ 「積算比較表」	様式 2－3
(2) その価格により施工ができる特別の事由（該当があるものを作成すること。）	
ア 対象工事の場所の付近における手持工事の状況	様式 3－1
イ 対象工事に関連する手持工事の状況	様式 3－2
ウ 入札者の事業所、倉庫等の状況（対象工事の場所との地理的関連）	様式 3－3
エ 手持資材の状況	様式 3－4
オ 資材購入先及び購入先と入札者との関係	様式 3－5
カ 手持機械の状況	様式 3－6
(3) 労務者の具体的供給見通し	様式 4
(4) 過去 5 年間に施工した公共工事名及び発注者	様式 5
(5) 施工体系図	

3 注意事項

(1) 期限内に提出資料が整わない場合や事情聴取に応じない場合は、契約締結の意思がないものと判断し、失格とします。

(2) 本調査で、事実と相違した内容の資料提出や説明を行った場合、その価格で応札した具体の根拠が示されない場合には、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときに該当すると判断します。

(3) 施工時に、本調査の説明や資料に反し、賃金・下請代金等の未払（支払遅延）があった場合や建設工事に係る県の規定（下請報告義務等）、その他契約条件等に重大な違反があった場合、及び当該工事の施工で、指名停止又は文書警告を受けた場合（事故、履行遅延、契約解除等を含む。）、若しくは、建設業法等の法令違反があった場合は低入札価格調査委員会へ報告する。審査の結果、低入札価格調査の説明と異なっていると認めた場合は、その旨の通知を受けた日以後 1 年間の基準価格未満の応札は認められないこととなります。

(4) 低入札価格調査を受け契約を締結した者は、低入札価格調査の説明等に即して施工し、工事完成時に、低入札価格調査の説明等に即して施工した旨の報告書（別記様式 1）を提出するとともに、その事実が確認できる資料等を目的物引渡の日から 1 年間保存してください。（※全ての下請契約も把握し、元請の責任で指導してください。）なお、報告書を提出しない場合、資料等を保存していない場合及び資料等でその事実が確認できない場合は、「低入札価格調査における説明と異なる施工を行った」ものとみなします。”

入札価格の根拠資料について

番号	提出書類	根拠となる資料等の具体例
1	入札価格理由書	
2 - 1	工事費内訳書	単価根拠資料（下請見積書等） ※下請見積書は法定福利費相当額を明示したものに限る
2 - 2	間接経費内訳書	各項目の算定根拠資料（見積・過去実績等） ※下請見積書は法定福利費相当額を明示したものに限る
2 - 3	積算比較表	県積算と比較できる内訳書とする 技術提案費用は別途計上する
3 - 1	対象工事の場所の付近における手持工事の状況	間接費等の節減が可能となる工事 （CORINS工事カルテ等の根拠資料は提出不要）
3 - 2	対象工事に関連する手持工事の状況	同種工事等で使用機材等が重複するなど、コスト節減が可能となる工事 （CORINS工事カルテ等の根拠資料は提出不要）
3 - 3	入札者の事業所、倉庫等の状況（対象工事の場所との地理的関連）	地図
3 - 4	手持資材の状況	施工で使用する資材の購入伝票、保管写真等
3 - 5	資材購入先及び購入先と入札者との関係	資材業者からの見積書、購入伝票等
3 - 6	手持機械の状況	施工で使用する重機の車検証等
4	労務者の具体的供給見通し	技術者、労務者の健康保険健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写等（他者及び基礎年金番号等の証明に不必要な個人情報を黒塗りすること。）
5	過去5年間に施工した公共工事名及び発注者	国（九州地方整備局）及び大分県発注工事 （CORINS工事カルテ等の根拠資料は提出不要）
6	施工体系図	全ての下請業者を含む体系図にすること ※法定福利費相当額を明示した下請見積書を添付すること

※3 - 1、3 - 2、5で記載する対象工事の確認資料（CORINS工事カルテ等）は提出不要であるが、事情聴取時において内容確認をする場合があるため確認資料を会場に持参すること。

入札価格理由書

大分県知事 殿

住所

商号又は名称

代表者氏名



本件工事に係る入札価格理由書及び関係資料を次のとおり提出します。

なお、当該理由書及び資料の記載事項については、事実と相違ないこと並びに工事の施工（全ての下請を含む。）に当たっては、調査基準価格を下回る金額であっても、建設業法等の法令、契約条件及び建設工事に係る県の規定を遵守するとともに、安全かつ、低入札価格調査の説明どおり適正に施工することを誓約します。

1 工事名	大分県県有建築物照明改修事業〇地区
2 工事場所	
3 入札金額	
4 入札額決定理由	

工事費内訳書

大分県県有建築物照明改修事業〇地区

商号又は名称					
費目・工種・施工名称など	単 位	数 量	単 価	金 額	単価表

間接経費内訳書

大分県県有建築物照明改修事業〇地区

商号又は名称				
費目	項 目	金 額	算出根拠	備考

5/13

様式 3 - 1

対象工事の場所の付近における手持工事の状況

商号又は名称				
発注者	工事名	工期	契約金額	備考
		年 月 日		
		～		
		年 月 日		
		年 月 日		
		～		
		年 月 日		
		年 月 日		
		～		
		年 月 日		
		年 月 日		
		～		
		年 月 日		

様式 3 - 2

対象工事に関連する手持工事の状況

商号又は名称				
発注者	工事名	工期	契約金額	備考
		年 月 日	円	
		～		
		年 月 日		
		年 月 日	円	
		～		
		年 月 日		
		年 月 日	円	
		～		
		年 月 日		
		年 月 日	円	
		～		
		年 月 日		
		年 月 日	円	
		～		
		年 月 日		

様式 3 - 3

入札者の事業所、倉庫等の状況（対象工事の場所との地理的関連）

商号又は名称

1 事業所の所在地

2 資材置場の所在地

3 施工場所

4 事業所・資材置場と施工場所の距離

事業所・資材置場と施工場所の距離が確認できる図面（延長、位置等を記載すること）

詳細図

様式 3－4
手持資材の状況

商号又は名称				
品名	規格・型式	単位	数量	備考

様式 3－5
資材購入先及び購入先と入札者との関係

		商号又は名称	
品名	数量	購入先	
		業者名	所在地

（注）業者名の下欄に、資材購入先と入札者との関係を記載すること。

例：関連会社、協力会社、下請会社等

手持機械の状況

商号又は名称				
機械名称 (購入年)	能力	単位	数量	備考 (メーカー名等)

様式 4

労働者の具体的供給見通し

商号又は名称			
工種	職種	員数	備考
		人／日 日間	
		人／日 日間	
		人／日 日間	
		人／日 日間	
		人／日 日間	
		人／日 日間	
		人／日 日間	
		人／日 日間	
		人／日 日間	
		人／日 日間	

様式 5

過去 5 年間に施工した公共工事名及び発注者

商号又は名称				
発注者	工事名	工期	契約金額	備考
		年 月 日	円	
		～		
		年 月 日		
		年 月 日	円	
		～		
		年 月 日		
		年 月 日	円	
		～		
		年 月 日		
		年 月 日	円	
		～		
		年 月 日		
		年 月 日	円	
		～		
		年 月 日		

低入札価格調査対象工事における適正な施工に係る報告書

大分県知事 殿

住所

商号又は名称

代表者氏名

㊞

〇〇年〇月〇日付けで契約を締結した下記工事は、元請から全ての下請に至るまで、建設業法等の法令、契約条件及び建設工事に係る県の規定を遵守するとともに、安全かつ、低入札価格調査の説明どおり適正に施工したことを報告します。

また、今後の支払等も適正に処理することを誓約します。

なお、その事実を証明するための書類等は、工事目的物引渡の日から1年間保存し、貴職からの求めに応じ、速やかに提出（提示）及び説明します。

ただし、違反（不適切な処理を含む。）していないことの事実を証明する書類等を保存していない場合、提出（提示）できない場合又は説明（証明）できない場合は、「低入札価格調査の説明と異なる施工を行った」と認定されても異議ありません。

記

工事名 大分県県有建築物照明改修事業〇地区

工事場所